

公共工事設計資材単価の留意事項

1. はじめに

「公共工事設計資材単価」は、佐賀県県土整備部、地域交流部及び農林水産部が発注する土木工事の積算に用いる資材単価で、「県独自設計資材単価」と「設計基礎単価」から構成されます。

「県独自設計資材単価」とは、佐賀県が独自に調査し定めた資材単価で、土木工事設計資材単価、農業土木工事設計資材単価（土地改良事業等）、森林土木工事設計資材単価（治山事業等）があります。

また、この県が独自に調査し定めた資材価格の他、一般財団法人建設物価調査会が発行している「月刊建設物価」、「web建設物価」、「コスト情報（市場単価）」及び一般財団法人経済調査会が発行している「月刊積算資料」、「積算資料電子版」、「土木施工単価（市場単価）」、（以下「物価資料」という）に掲載されている単価のうち使用頻度の多いものを「設計基礎単価」として積算に使用しています。

この設計基礎単価のうち市場単価は年3回の定期改定（通常4月、7月、10月）、その他の単価は年2回（通常4月及び10月）を行います。大幅な価格変動があればこの定期改定以外の時期にも改定を行います。

積算において設計基礎単価を使用する場合、使用条件により補正している場合がありますので注意してください。

工事の積算に用いる資材単価については、別添のファイル「土木・森林土木工事設計単価について」、「農業土木工事設計単価について」を参照してください。

2. 公表内容

公表は、物価資料に掲載されていない資材単価及び地区単価について、市場取引価格調査を実施し、資材単価を決定したものを公表しています。

公表していない資材単価で、両調査会の物価資料に掲載されているものについては、その平均値を、どちらか一方にしか掲載がない場合はその価格を使用しています。

なお、物価資料に掲載がある単価を設計基礎単価としている場合の適用は以下のとおりです。

イ) 設計基礎単価のうち一般資材は、年2回の定期改定を行います。4月改定は、該当年の物価資料3月号、10月の改定は、該当年の物価資料9月号に掲載されている単価を設計基礎単価として使用しています。なお、設計基礎単価となっていない資材は、工事発注時期の最新号に掲載されている単価を使用します。

ロ) 設計基礎単価のうち市場単価は、年3回の定期改定を行います。適用は、次のとおりです。

4月改定は前年度冬号、7月改定は当該年度夏号、10月改定は当該年度秋号の単価を設計基礎単価としています。

八)地区資材の優先順位は1.佐賀、2.九州、3.全国、4.福岡の順としています。

3. 単価地区区分

設計基礎単価は、佐賀県内全ての地区に使用する県統一単価と各地区単価があります。地区は資材の流通状況を勘案のうえ区分しており、その区分は次のとおりです。

地区名	対象地区(市町村)
佐賀	佐賀市(佐賀市富士町、三瀬村を除く)、神崎市(脊振町を除く)、吉野ヶ里町
三瀬	佐賀市富士町、佐賀市三瀬村、神崎市脊振町、唐津市七山
鳥栖	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町
唐津	唐津市(七山を除く)、玄海町
伊万里	伊万里市、有田町
武雄	武雄市、大町町、江北町、白石町、多久市、小城市
鹿島	鹿島市、嬉野市、太良町

4. 公表の方法

公表は、当ホームページによる閲覧による他、次の場所で閲覧が可能です。なお、設計資材単価については、貸出や写しの交付を行っておりません。

土木工事設計資材単価	
閲覧場所	佐賀県内の土木事務所(佐賀、東部、唐津、伊万里、杵藤)、有明海沿岸道路整備事務所及びダム管理事務所
閲覧時間	平日の午前8時30分から午後5時まで
農業土木及び森林土木工事設計資材単価	
閲覧場所	佐賀県内の農林事務所(佐賀中部、東部、唐津、伊万里、杵藤)
閲覧時間	平日の午前8時30分から午後5時まで